

提出済み要望書 2015 年度㊟育児・介護休業法改正に向けた要望書(労働委員会提案)

2015 年 12 月 4 日

労働政策審議会雇用均等分科会

会長 田島 優子 様

国際婦人年連絡会 世話人 山口みつ子  
實生 律子  
紙谷 雅子

育児・介護休業法改正に向けた要望書

現在、労働政策審議会雇用均等分科会において、育児・介護休業法の見直しに向けた審議が行われていますが、仕事と生活の調和をはかり、育児や介護を理由とする離職をなくすことはもちろんのこと、雇用形態や家族形態に関わらず、育児や介護をしながら就業を継続できる支援制度へと改正することが必要です。

育児休業法が施行されて以降、幾度かの改正が行われてきましたが、働く女性の 6 割が妊娠・出産を機に離職している上、働く女性の 5 割強を占める非正規雇用労働者の育児休業取得率は正規雇用労働者の 4%と、極めて低水準の実態となっています。

また、長時間労働が常体化し、代替要員を確保できない職場では、就業継続も難しい状況にあります。さらに、家族の介護や看護を理由に離職した人の数は年間 10 万人にのぼり、今後更なる増大が見込まれる介護離職者への対応が喫緊の課題となっています。安倍首相自ら「介護離職ゼロ」を表明し、関連施策の整備に強い意欲を示していますが、現状のままでは決して実現できる状況ではありません。

私たち国際婦人年連絡会は、現在進められている育児・介護休業法の見直しにあたり、以下の事項の実現について要望いたします。

記

1. 仕事と育児の両立に関しては、雇用形態や家族形態にかかわらず、すべての労働者が利用可能な制度に見直すこと。
2. 育児・介護休業の取得期間を延長するとともに、所得保障、代替要員の確保について改善すること。
3. 有期雇用労働者の育児・介護休業の適用要件をすべて撤廃すること。
4. 「不利益取り扱い禁止」規定については、罰則を設けるなど実効あるものとする

以 上